

決算報告書

(第 11 期)

自 平成 29 年 4 月 1 日
至 平成 30 年 3 月 31 日

みずほデリバリーサービス株式会社

東京都渋谷区渋谷 2 丁目 13 番 3 号

貸借対照表

平成30年3月31日現在

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	円		円
【流動資産】	【 862,368,817 】	【流動負債】	【 434,776,766 】
現金及び預金	741,182,383	未払金	173,241,695
売掛金	30,080,099	預り金	32,692,512
未収入金	4,486,000	未払費用	25,744,959
貯蔵品	2,672,564	賞与引当金	164,009,600
立替金	139,929	未払法人税等	758,600
未収法人税等	2,630,600	未払消費税	30,748,600
前払費用	2,707,461	未払事業所税	7,580,800
繰延税金流動資産	78,469,781	【固定負債】	【 147,596,376 】
【固定資産】	【 74,720,294 】	退職給付引当金	107,965,000
(有形固定資産)	(10,081,720)	役員退職慰労引当金	11,755,000
建物附属設備	814,845	長期リース債務	27,876,376
営業用什器	1,053,651		
一括償却資産(有形)	565,228		
有形リース資産	7,647,996	負債の部合計	582,373,142
(無形固定資産)	(21,003,069)	純資産の部	
ソフトウェア	8,265,000	【株主資本】	【 354,715,969 】
無形リース資産	12,738,069	(資本金)	(40,000,000)
(投資等)	(43,635,505)	(利益剰余金)	(314,715,969)
差入保証金	246,000	その他利益剰余金合計	314,715,969
繰延税金固定資産	43,389,505	別途積立金	87,186,120
		繰越利益剰余金	227,529,849
		(当期純利益)	(▲33,040,963)
		純資産の部合計	354,715,969
資産の部合計	937,089,111	負債及び純資産の部合計	937,089,111

【個別注記表】

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

A. 棚卸資産

貯蔵品は、最終仕入原価法による原価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

A. 有形固定資産（リース資産を除く）

(a) 建物付属設備及び構築物

ア.平成 28 年 4 月 1 日以降取得した建物付属設備及び構築物

定額法を採用し、年間減価償却費見積額を計上しております。

イ.平成 28 年 4 月 1 日以前取得した建物付属設備及び構築物

定率法を採用し、年間減価償却費見積額を計上しております。

(b) 建物付属設備及び構築物以外の動産

定率法を採用し、年間減価償却費見積額を計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物付属設備 10 年～15 年

動 産 4 年～20 年

B. 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

C. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、原則として自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法によっております。

D. その他

税法の定める方法によっております。

(3) 引当金の計上基準

A. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率を適用し、破産更正債権等及び貸倒懸念債権の特定債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

B. 賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

C. 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に定められた方法により、当事業年度末における退職一時金の要支給額を算出し、退職給付債務として引当金を計上しております。

D. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当事業年度末における要支給額を引当計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要事項

A. 少額・短期リース取引の処理方法

リース取引のうち契約 1 件当たりのリース料総額が 3 百万円以下のリース取引及びリース期間が 1 年以内の取引は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

B. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。